

令和2年4月17日

地方裁判所長 殿

地方検察庁検事正 殿

弁護士会会長 殿

司法研修所事務局長 染谷 武宣

#### 分野別実務修習の自宅学修への切替えについて（事務連絡）

新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大し、昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大された状況を踏まえると、これまで分野別実務修習における指導を自宅学修に切り替えていない実務修習庁会においても、分野別実務修習における指導を中断して自宅学修に切り替えていただくことが相当と考えられます（同法に基づく外出自粛要請が発せられない地域においても、全国的な感染の拡大状況に鑑みると、自宅学修に切り替えていただくことが相当と考えられます。）。

司法修習生に与える課題については、4月3日付け当職事務連絡で提供した課題案を参考に、各庁会において定めてください。

自宅学修の期間については、緊急事態宣言の期間は5月6日までとされていますが、同期間の終了後、各庁会では司法修習関係以外のものを含め様々な事務を行うものと考えられることから、司法修習生の自宅学修の期間は5月13日頃までとすることが考えられます（この点は、既に自宅学修に切り替えている庁会においても検討してください。）。

分野別実務修習の第3クールの冒頭が自宅学修となる場合の取扱いについては、4月10日付け当職事務連絡を参照してください。

なお、自宅学修の日には実務修習庁会と司法修習生との間で資料等の受渡しをす

ることが想定されることなどから、司法修習生に対し、原則として実務修習地にとどまり、やむを得ない理由により実務修習地を離れる場合は実務修習庁会に連絡するよう指導してください。また、不要不急の帰省や旅行等の自粛が全国的に要請されていることから、司法修習生に対し、休日等においても、このような要請を踏まえた行動をするよう注意喚起してください。

おって、自宅学修が終了して分野別実務修習における指導を再開する場合には、地域における感染状況のほか、各庁会の庁舎や執務室等の実情を踏まえて、司法修習生の間隔を空けて着席させたり、同一方向を向いて着席させたり、指導担当者が司法修習生に説明等を行う際に間隔を空けたり、定期的な換気を行うなど、適切な感染防止策を徹底するようお願いします（第3クールの開始式やガイダンス等の簡素化や実施方法の見直しについても検討してください。）。

上記の内容については、司法修習の指導担当者及び事務担当者にも周知してください。